

道路交通法では、自動車の運転者は、シートベルトを装着しないで運転してはならないと定めています。更に、シートベルトを装着しない者を同乗させて自動車を運転してはならないと規定しています。つまり運転者はもとより、同乗者全員がシートベルトを着用しなければなりません。

特に後部座席でシートベルトを着用しなかった場合、①事故の衝撃で前席や天井、ドア等にたたきつけられ

## シートベルトが身を守る

て全身を強打する可能性がある②衝撃の勢いで車外に放り出される可能性があるがある③衝撃の勢いで前に投げ出され、前の席の人に被害を及ぼす可能性がある——など、同乗者を含め、

生命に関わる危険性をはらんでいます。後部座

席でのシートベルト着用は、自分自身だけでなく、同乗者の生命も守ります。車に乗ったら全員がシートベルトを着用しましょう。



交通安全三要素